作業状況と検討課題について

XBRL JAPAN 顧問 三分一 信之 EIPA ユースケース検討チーム¹ XBRL JAPAN 企画委員会 三分一技術士事務所 所長 ISO/TC 295 Audit data services 日本代表委員 元 東京大学大学院 情報学環 特任教授

1. 電子インボイスの利用に係る定義と業務範囲の検討

「消費税の仕入税額控除の方式として導入される適格請求書等保存方式における電磁的記録での提供」部分が電子インボイス²であり、電磁的記録による「適格請求書」「適格簡易請求書」「適格返還請求書」が、電子インボイスの対象書類である。また、電子帳簿保存法の第2条第6号の「電子取引」並びに電子帳簿保存法取引通達第2条3号の「電子取引の範囲」が今回の標準化への検討範囲と考えるが、中小事業者の経理事務の効率化を考慮すると、電子取引から会計ソフトへの自動連携も視野に入れた標準化を目指すものと考える。

電子インボイスの利用目的は、『業務をそのデジタル化を前提として見直すことにより大幅な効率化を実現すること』であり、先行する欧州における電子インボイスの利用を参考に課題を検討した。コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ(CEF⁵⁶)が公開している電子インボイスの利用者向けの資料⁷では、電子インボイスのストレート・スルー・プロセスの例⁶も紹介されており、欧州規格に沿ってユースケースを検討した。

EIPA ユースケース検討チームでは、欧州規格で定義されている 12+1 の業務パターンに加えて、「月末締め」及び「請求レス」等のユースケースを日本独自のユースケースとして検討中である⁸。また、会計システムとの自動連携で必要となるデータ項目には、登録番号を持たない事業者の識別番号や支店や工場などの本社住所とは異なる事業所等を区別するための複数の識別情報や内容を確認するための担当者の情報なども必要となる。また、会計システムで使用している消費税区分(コード)や入金消し込みの効率化に対応するための請求書/領収書番号や取引先コードも必要となる。

a 電子インボイスを受け取った買い手における自動での評価/検証と支払い(文末の注7より)



- 1. 電子インボイスを発行する。
- 2. 電子インボイスは、サービスプロバイダーを経て自動的にワークフローに渡される。
- 3. 売り手が、買い手が登録している取引先であれば、電子インボイスには、注文書への参照 ID か登録された取引への参照 (例:購読契約番号、レンタル品の識別情報) がある。
- 登録されていない取引先からの電子インボイスだけが、審査担当者の人手によるチェックに回される。 審査終了後、取引先が登録され、次のフローにデータが渡される。
- 4. 登録された取引先からの電子インボイスに関連したルールに従って評価/検証される。
- 5. 評価/検証された電子インボイスは、自動的に会計ソフトで処理される。
- 6. 会計ソフトから自動的に支払いが行われる。

2. 標準フォーマットとデータ流通に係る技術検討

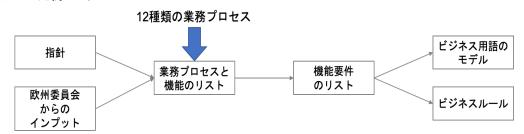
欧州規格[®]やそれに基づいた Open PEPPOL BIS¹⁰では、電子取引から会計ソフトへの自動連携を実現するため、電子インボイスに求められる「真正性」「完全性」「可読性」の 3 原則に加えて、業務パターンごとに機能要件を整理し、データ項目についてその果たすべき責務を定義している[®]。標準データの定義¹¹では、その名称、データ型は、ビジネス用語のモデルとして定義され、データ項目についての条件や項目間の関連に基づく条件などは、ビジネスルールとして定義される[®]。欧州規格では、相互運用性を確保した上で各国の事情に合わせた拡張を可能にするための規格¹²も定義しており、日本での採用にあたっては、業務パターン毎に使用するデータ項目およびビジネスルールの比較検討も必要となる。

シンガポール¹³やオーストラリア・ニュージーランドでの Open PEPPOL^d導入¹⁴では、この拡張のための欧州規格に準拠した拡張を行っているが、VAT から GST (Goods and Services Tax, 物品サービス税)への名称変更や VAT の税区分¹⁵コードを変更するなどに留まっている。業務パターンの追加変更やデータ項目そのものの追加は禁止されており、詳細な分析が必要である。

(1) データ流通と利用の安全/安心

デジタル環境下で電子インボイスを始めとする電子商取引データの流通と利用が安全/安心に実行できるためには、e シールなど他のデジタル基盤のサービスも含めた社会基盤として、デジタル環境の整備が不可欠である。

^b 標準データ定義ステップ



c 業務プロセスとその機能に基づいて機能要件が定義される。定義された要件には識別子が割り当てられる。 EN 16931-1:2017+A1:2019 5.3 Invoicing functionality supported では、次の255のルールを規定している。

EN 10001 1:2017 MI:2010 0.0 Involving functionality Supported CVA, INVO 200 VOVE TO CV So				
5. 3. 2	Accounting (会計)	4 項目	R1∼R4	
5. 3. 3	Invoice verification (電子インボイスの検証)	40 項目	R5~R44	
5. 3. 4	VAT reporting (VAT 申請)	11 項目	R45~R55	
5. 3. 5	Auditing (監査)	2 項目	R56~R57	
5. 3. 6	Payment(支払い)	13 項目	R58~R70	
5.3.7 Inventory(在庫) 5.3.8 Delivery process(配送) 5.3.9 Customs clearance(通 関) 5.3.10 Marketing(市場調査) 5.3.11 Reporting(報告)			範囲外	
6.4.1	Integrity constraints	65 項目	BR-1~65	
6.4.2	Conditions	24 項目	BR-CO-3~26	
6. 4. 3	VAT rules VAT standard and reduced rate, VAT zero rate, Exempt from VAT, VAT reverse charge, VAT intra-community supply, VAT exports, Not subject to VAT, VAT Canary Islands tax, Ceuta and Melilla tax	96 項目	BR-S-1~10, BR-Z-1~10, BR-E- 1~10, BR-AE-1~10, BR-IC-1~ 12, BR-G-1~10, BR-0-1~14, BR-IG-1~10, BR-IP-1~10	
	計	255 項目		

Open PEPPOL BIS Billing 3.0 では、この他に、加盟国ルール33項目(デンマーク16項目、イタリア4項目、 ノルウェー2項目、スウェーデン11項目)やシンタクス・ルール752項目(CR679項目、DT24項目、SR50項目)が規定されており、合わせると約1,000項目ものルールが規定されている。

^d Pan-European Public Procurement On-Line, 汎欧州オンライン公的調達

^{*} 欧州政府のCEF プロジェクトにおいて「ネットワークへの接続性と、電子行政サービス・インフラへのアクセス (他の加盟国のものへのアクセスも含む) をもたらすことを目指す」ためのデジタルサービス基盤 (Digital Service Infrastructures, DSIs) の基本機能には、eInvoicingの他、eID、eSignature、eDelivery、eTranslation、CyberSecurity がある。

(2) 取引コードの交換を含む標準化

第2回会議での提言でも提示したように、取引法人の法人番号、個人事業主を識別する番号など適格 請求書等で必要とされる登録番号以外の番号や住所、担当者情報など欧州規格で定義されている項目 も会計ソフトと自動的に連携して処理するために必要な場合があり、どのデータ項目をどのように使 用するのかについて業務要件を明確にしてビジネスルールとして定義する必要がある。

また、取引相手を識別する番号には、登録事業者番号以外に、従来から使用されているTDB企業コード、D-U-N-S ナンバー、標準企業コード、JAN企業コードなどがある。これに加えて、マイナンバー法による法人番号やLEI(Legal Entity Identifier)なども電子商取引の取引相手を識別する情報として重要であり、電子インボイスのどの項目で表現するか検討する必要がある。

欧州規格に基づいた Open PEPPOL では、取引事業者間で取引内容を突合するためのコードは、ISO で 定める通貨コードや国コードの他、UN/CEFACT で規定するコード表 を使用しており、国内の会計ソフトで通常使用されているコード体系との互換性の確認も必要となる。

3. 標準仕様の維持改訂等に係る運用検討

(1) 運用コストの負担者

EU の Digital Service Infrastructures (DSIs) は、予算総額 9 億 7 千万ユーロ (2014 年~2020 年) の欧州政府プロジェクトである。

PEPPOL コンプライアンスポリシー 16 でも、その 4.1 PEPPOL オーソリティー・コンプライアンスで「PEPPOL オーソリティーは通常、政府の電子調達とその国内での電子インボイスの推進および国内の文書交換インフラストラクチャとして PEPPOL を実装している政府によって作成される。」と記載している。現在の 13 の PEPPOL オーソリティは全て政府機関であり、PEPPOL (Pan-European Public Procurement On-Line, 汎欧州オンライン公的調達) の多額の運用経費は、政府機関によって賄われている。

そのため、デジタル行政の中で、電子インボイスを始めとしたデジタル環境を整備する際は、公共サービスとして提供していくことが妥当だと考える。

f PEPPOL BIS Billing3.0 では、コード表にUN/CEFACT code list 5305, D.16Bの一部、Unit of measure (単位) にUN/ECE Recommendation 20, Revision 11 (2015), Allowance reason codes (値引き理由) にUN/CEFACT code list 5189, D16B、Charge reason code (経費理由) にUN/CEFACT code list 7161, D16B などを使用している。

g PEPPOL オーソリティー一覧 https://peppol.eu/who-is-who/peppol-authorities/

#	玉	組織		
1	Norway	Norwegian Agency for Public Management and eGovernment (Difi),		
2	Sweden	Agency for Digital Government (DIGG)		
3	Denmark	Danish Business Authority (ERST)		
4	The Netherlands	Simplerinvoicing Foundation		
5	England	National Health Service (NHS)		
6	Belgium	Beleid en Ondersteuning – Stratégie et Appui (BOSA),		
7	Italy	Agenzia per l'Italia Digitale (AGID)		
8	Poland	Ministry of Economic Development (MR),		
9	Ireland	Office of Government Procurement,		
10	Singapore	Info-communications Media Development Authority (IMDA)		
11	Germany	Koordinierungsstelle für IT-Standards (KoSIT)		
12	New Zealand	Ministry of Business Innovation and Employment (MBIE),		
13	Australia	Australian Taxation Office (ATO)		

(2) 標準化の維持運営組織

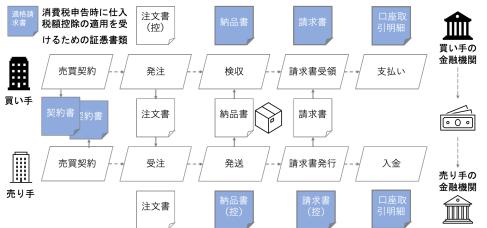
政府の電子調達を始めとした公共サービスで使用するときには、国内標準が必要であり、電子インボイスの技術仕様を JIS として制定する。 JIS 原案の作成委員会は、EIPA を母体として電子インボイスの生産者、利用者、中立者で組織する。 以上

参考資料

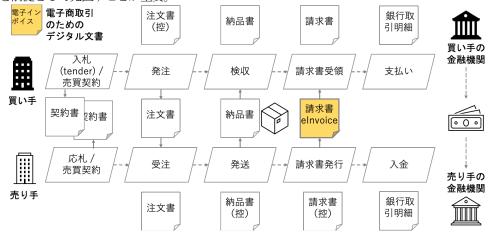
¹ Google ドライブ EIPA>業務パターン

https://drive.google.com/drive/folders/1xLj0gsv18X0iQNXnCRyWg4Hx0ffPmaEJ?usp=sharing GitHub 環境は、https://github.com/pontsoleil/EIPA

2 適格請求書は保存された証憑書類



電子インボイスについては、業務の結果としての証憑書類の電子化ではなく、西欧の事例のように業務をそのデジタル化を前提として見直すことが重要。

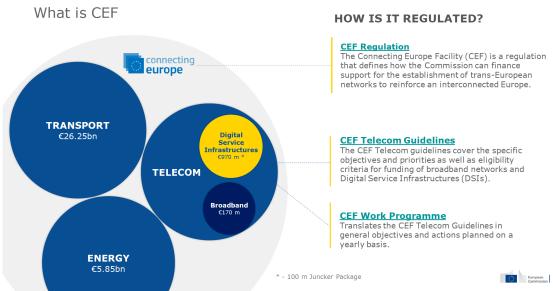


³ 電子帳簿保存法の第2条第6号:電子取引 取引情報(取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。)の授受を電磁的方式により行う取引をいう。

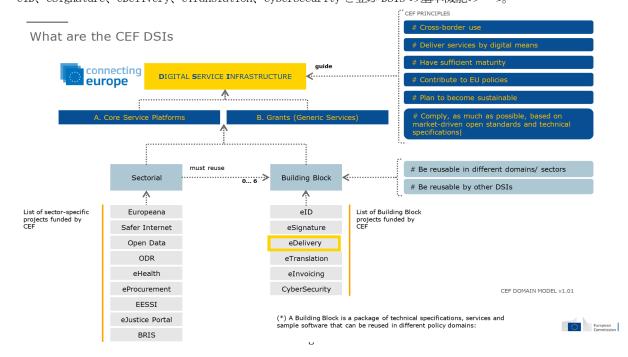
電子帳簿保存法取引通達第2条3号:電子取引の範囲 法第2条第6号(電子取引の意義)に規定する「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わずすべて該当するのであるから、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。

- 1 いわゆる EDI 取引
- 2 インターネット等による取引
- 3 電子メールにより取引情報を授受する(添付ファイによる場合を含む。)
- 4 インターネット上に サイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

- 4 社会的システム・デジタル化研究会、2020年6月25日「社会的システムのデジタル化による再構築に向けた提言」では、『紙のインボイスであれば、発行者/受領者ともにこれまで以上に業務が煩雑化する懸念があるが、電子インボイスであれば、データとして前工程から後工程まで一気通貫で処理を行うことによって、発行者側での請求書発行業務~入金消込業務、受領者側での請求書管理業務~支払業務までを大幅に効率化することが可能になる。つまり、業務はそのままで法令改正に最低限対応することで終わらせるのではなく、業務をそのデジタル化を前提として見直すことにより大幅な効率化を実現することが可能になる。』と表明。
- ⁵ 日本貿易振興機構(ジェトロ)、2013 年 7 月「コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティの概要」『CEF は、「エネルギー、交通、通信ネットワークの 3 分野で EU にとって重要なインフラへの投資を促進するため」の予算総額 293 億ユーロ(2014 年~2020 年)の欧州政府プロジェクト。』 https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001437/europe_connecting_facility.pdf
- ⁶ CEF DIGITAL, November 2016 "How can CEF help you set—up your eDelivery infrastructure?" https://ec.europa.eu/cefdigital/wiki/display/CEFDIGITAL/Media+library?preview=%2F82773419%2F82801796 %2FeDelivery+tutorial+1.2.pdf



Digital Service Infrastructures (DSIs) は、予算総額 9 億 7 千万ユーロのプロジェクト。eInvoicing は、eID、eSignature、eDelivery、eTranslation、CyberSecurity と並ぶ DSIs の基本機能の一つ。



¹⁵ VAT の分類 EN 16931-1 6.4.3 VAT rules

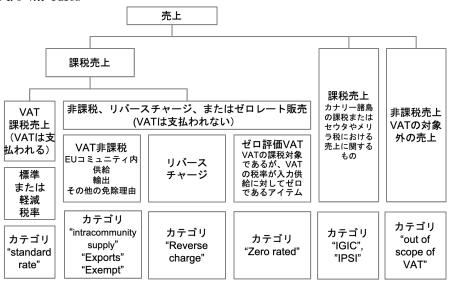


Figure 16 Summary of the VAT requirement model

⁷ CEF DIGITAL, November 2017 "Welcome to the Live Webinar #5: eInvoicing from a user's perspective" https://ec.europa.eu/cefdigital/wiki/pages/viewpage.action?pageId=52601715&preview=/52601715/5586950 1/CEFeInvoicingWebinar%235UsersPerspective%20v1.00.pdf

⁸ Google ドライブ EIPA>業務パターン>0_目次 https://docs.google.com/document/d/1ZON8fucu733mFPcadscwWjMA42_DIbVum2XsYMSBxfg/edit?usp=sharing

⁹ EN 16931-1:2017 CEN/TC 434 - Electronic Invoicing - Part 1: Semantic data model of the core elements of an electronic invoice(電子インボイス - パート1:電子請求書のコア要素のセマンティックデータモデル)

¹⁰ Open PEPPOL BIS Billing 3.0 https://docs.peppol.eu/poacc/billing/3.0/bis/

¹¹ CEF DIGITAL, September 2017 "Welcome to the Live Webinar #3: The European norm and its content" https://ec.europa.eu/cefdigital/wiki/display/EINVCOMMUNITY/Webinar+%23+3%3A+The+European+norm+and+its+content

¹² CEN/TR 16931-5:2017 Electronic invoicing - Part 5: Guidelines on the use of sector or country extensions in conjunction with EN 16931-1, methodology to be applied in the real environment 2017-07-05

 $^{^{13}}$ SG-PEPPOL/SG-PEPPOL-Specifications https://github.com/SG-PEPPOL/SG-PEPPOL-Specifications

¹⁴ A-NZ-PEPPOL/A-NZ-PEPPOL-BIS-3.0 https://github.com/A-NZ-PEPPOL/A-NZ-PEPPOL-BIS-3.0

 $^{^{16}}$ Open PEPPOL AISBL, November 2018 "PEPPOL Compliance Policy "http://peppol.eu/wpcontent/uploads/2019/02/Compliance Policy_v1p0.docx